

令和7年6月25日

平塚市監査委員	市川喜久江
同	城田孝子
同	出村光
同	上野仁志

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づく監査を平塚市監査基準（令和2年4月1日施行。以下「基準」という。）に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

記

1 監査の種類及び対象部課

下記の監査対象課の所管に属する令和6年度の財務監査

企画政策部	企画政策課、財政課
総務部	行政総務課、職員課

2 監査の実施期間

令和7年4月9日から5月30日まで

3 監査の方法及び監査項目

基準第2条第1項第1号に基づき、財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼として、監査対象を抽出し、書面調査等を実施するとともに、関係職員に説明を求めた。

監査項目

- （1）事務事業及び管理運営事項
- （2）収入事務
- （3）支出事務
 - 契約事務、補助金等の事務
- （4）財産の管理事務
- （5）庶務その他事務

4 監査委員の除斥

城田孝子監査委員は、職員課の監査の一部について、地方自治法第199条の2の規定により除斥とした。

5 監査の結果

基準に準拠して監査した限りにおいての結果は次のとおりである。

企画政策部

(1) 企画政策課

- ア 財務に関する事務の執行については、適切に行われていると認められた。
- イ 備品の管理事務については、良好であると認められた。

(2) 財政課

- ア 財務に関する事務の執行については、適切に行われていると認められた。

総務部

(1) 行政総務課

- ア 財務に関する事務の執行について、次の指摘事項については適切に対処されたい。
 - 指摘事項
契約事務において、個人情報取扱特記事項に基づく個人情報を取り扱う場所並びに責任者及び従事する者について、書面による受注者からの報告漏れがあった。
個人情報の保護に関する法律等に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。
- イ 備品の管理事務については、良好であると認められた。

(2) 職員課

- ア 財務に関する事務の執行について、次の指摘事項については適切に対処されたい。
 - 指摘事項
支出事務において、職員採用に係る使用料について、支出科目の誤りが複数あった。
契約事務において、個人情報取扱特記事項の添付漏れがあったほか、添付された受注者作成の契約書の内容に、個人情報の取扱いに関する条項が不足していた。
平塚市財務規則及び個人情報の保護に関する法律等に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。
- イ 備品の管理事務については、良好であると認められた。

以 上